

令和7年第5回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年4月21日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認について
「羽幌町税条例の一部を改正する条例」
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認について
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 6 議案第53号 物品購入契約の締結について
「塵芥収集車の購入について」
- 第 7 議案第54号 羽幌町子ども発達支援センター建替工事（建築主体工事）請負契約について
- 第 8 議案第55号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（10名）

2番 金 木 直 文 君	3番 阿 部 和 也 君
4番 逢 坂 照 雄 君	5番 村 上 雄 也 君
6番 小 寺 光 一 君	7番 磯 野 直 君
8番 舟 見 俊 明 君	9番 工 藤 正 幸 君
10番 平 山 美知子 君	11番 村 田 定 人 君

○欠席議員（1名）

1番 佐 藤 満 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
地 域 振 興 課 長	飯 作 昌 巳 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君

財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
財 務 課 税 務 係 長	近 藤 優 樹 君
町 民 課 長	大 平 良 治 君
健 康 支 援 課 長	棟 方 富 輝 君
建 設 課 長	酒 井 峰 高 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鈴 木 繁 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	山 岸 大 晟 君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和7年第5回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和7年第5回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております案件は専決処分の承認2件、議案として物品購入契約の締結1件、工事請負契約の締結1件、補正予算案1件の計5件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

2番 金 木 直 文 君 3番 阿 部 和 也 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は1番、佐藤満君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第2号～承認第3号

○議長（村田定人君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」、日程第5、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました承認第2号及び第3号の2件につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和7年4月21日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和7年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております説明資料、羽幌町税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正や条項の整備などにつきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、賦課徴収に関しまして、公示送達方法の拡充であります。インターネットを用いる方法の定義を示した総務省令の改正に伴う改正でありまして、公示事項とインターネットにより不特定多数の方が閲覧できる状態に置く措置を取るとともに、広告式条例に基づく掲示場に掲示し、または役場庁舎等に設置したコンピューターで閲覧できる状況に置く措置を取るとするものであります。

次に、町民税に関しまして、特定親族特別控除の創設であります。また、（1）の所得控除につきまして、所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等

で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額から表のとおり控除額を控除するものであります。

(2)の申告であります。1つ目に特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務及び扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備と、2つ目に個人の町民税に係る公的年金等受給者及び給与所得者の扶養親族等申告書に係る記載事項に特定親族の氏名を追加したものであります。

2ページをお開き願います。固定資産税に関し、職権による減免規定の追加ですが、地方税法附則第15条の9の3の規定による特定マンション、築20年以上のマンションのうちマンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定による助言、もしくは指導を受けた管理組合等に係るマンション、または管理計画認定マンションであって、令和5年4月から令和7年3月までの間に外壁修繕、または模様替えを含む大規模な工事が行われたマンションであります。その特定マンションに係る固定資産税の減額措置における申告について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、かつ減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該区分所有者から減額に係る申告がなかった場合においても職権による減額を可能とするものであります。

次に、軽自動車税に関するものであります。1番の2輪車の車両区分の見直しですが、原動機付自転車のうち2輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものに係る種別割の区分を追加したものであります。

2番の種別割の減免申請手続であります。マイナ免許証の運用開始に伴う身体障がい者等に係る減免申請時の運転免許証の提示義務規定を整備したものであります。

次に、町たばこ税に関しましては、加熱式たばこに係る課税標準の特例であります。(1)として課税方式(加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する方法)の見直しであります。①が紙、その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこの重量0.35グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法と、②が①以外の加熱式たばこの重量0.2グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法であります。

3ページを御覧ください。(2)につきましても、激変緩和等の観点から、その実施時期について2段階の経過措置を講ずるものであります。

(3)は、ただいま申し上げた改正に係る時期ごとの課税標準を縦横の表にしたものであります。

最後に、町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び入湯税共通ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして引用している項のずれを反映させています。

改正内容につきましては、以上であります。なお、施行期日及び適用に関する経過措置につきましては、それぞれ附則を設けて定めております。

これで承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号 専決処分承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和7年4月21日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和7年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正内容であります。先ほどの説明資料4ページ、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に記載しておりますとおり、ただいまの税条例の改正にもありました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして引用している項のずれを反映させているもののみであります。こちらも適用条項の説明は省略させていただきます。

また、施行期日及び経過措置につきましてもそれぞれ附則を設けて定めております。

これで承認第3号の説明を終わります。

以上、承認第2号及び第3号につきましてよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第53号

○議長(村田定人君) 日程第6、議案第53号 物品購入契約の締結について「塵芥収集車の購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長(大平良治君) ただいま上程されました議案第53号 物品購入契約の締結について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和7年4月21日提出、羽幌町長。

契約の内容であります。1、契約の目的は、塵芥収集車購入であります。

2、契約の方法は、指名競争入札であります。

3、契約の金額は2,062万3,380円、うち消費税額187万3,366円を含むものであります。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南2条1丁目8番地、有限会社共栄自動車整備工業代表取締役、榊原龍二であります。

提案の理由であります。契約の予定価格が1,500万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第53号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 物品購入契約の締結について「塵芥収集車の購入につい

て」は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長（村田定人君） 日程第7、議案第54号 羽幌町子ども発達支援センター建替工事（建築主体工事）請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、酒井峰高君。

○建設課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第54号 羽幌町子ども発達支援センター建替工事（建築主体工事）請負契約について、提案いたします内容とその理由をご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結する。

令和7年4月21日提出、羽幌町長。

契約の内容について申し上げます。契約の目的は、羽幌町子ども発達支援センター建て替え工事のうちの建築主体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は1億7,600万円、うち消費税額1,600万円を含むものでございます。

契約の相手方は、新谷・行町特定建設工事共同企業体、代表者は旭川市6条通3丁目2473番地、新谷建設株式会社代表取締役社長、新谷逸生であります。

提案の理由であります。本工事契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご決定賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第54号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 羽幌町子ども発達支援センター建替工事（建築主体工事）請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（村田定人君） 日程第8、議案第55号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,956万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,656万7,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の2款総務費、戸籍住民基本台帳費において、機器導入委託料264万円の増額は、天売支所及び焼尻支所においてマイナンバーカードの交付、更新事務等を行うための住民基本台帳ネットワークシステム統合端末を設置するものであり、財源はデジタル活用推進事業債を充てております。

次に、3款民生費、介護福祉費において、実施設計委託料1,087万9,000円の増額は、寄附により取得した旧病院施設を福祉関連の複合的な施設として活用するため、その改修に係る実施設計業務を行うものであり、財源は地域福祉基金繰入金を充てております。

次に、4款衛生費、じんかい処理費において、産業廃棄物埋立処理場適正化事業補助金2,604万8,000円の増額は、羽幌産業廃棄物埋立処理場運営委員会が実施する旧産業廃棄物最終処分場の施設閉鎖工事に対して補助をするためのものであり、工法等の関係から令和8年度までの工期を要するため、債務負担行為4,618万9,000円についても併せて設定するものであります。

次に、歳入についてであります。地方債及び基金からの繰入金のほか、不足する財源につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

以上、今回補正いたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第55号について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 一番最後、7ページの下にあります産業廃棄物埋立処理場に関わって質問をさせていただきますが、これは先日委員会のほうにも提案された案件であって、詳しい説明を受けたところでありましたけれども、そのときも私オブザーバー議員として

聞いていて、どうも担当者側の答弁の言葉の端々にこれは民間の事業者、運営委員会が実施するものであって、そちらが責任を持って実施するものだということが何回か繰り返し答弁されていたのが気になりました。委員会終了後にも私は担当課のほうに足を運ばせていただきまして、お話を伺ってきたところでありましたけれども、やはり多額のお金を、この事業の大半を町が出すというものである以上は実施、例えば今後モニタリング、いろんな検査等がされるのだと思うのですけれども、その検査の結果のデータなどが果たして町のほうにちゃんと報告されるのかどうか、それを公表するののかどうかと聞いたときに、その担当課の方は、いや、特にそういう必要はなくて、上水道とかとは違って公表する必要はないのだというふうに私は伺った記憶があるのですけれども、町と産廃との関係というのは本当にそういうことでいいのかどうか、改めてお答えいただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 個別の具体的な質問がそれぞれあったと思うのですよ、今の質問で。最後に町と産廃の関係というようなことだったと思いますので、最初に個別の案件については町民課長のほうから説明させて、町との関係ということについては、改めてこれまでの議論の経緯をもう一回お話をしたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、願います。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的には委員会のほうでもご説明させていただきましたけれども、あくまでも管理運営責任につきましては運営委員会のほうがあるものというふうには捉えております。

町といたしまして、金木議員おっしゃられるとおり多額の補助金を支出するわけでありますので、それが正しく使われているかというものは必ず確認をいたすものであります。

また、モニタリングの件につきましても町としては今後も財政支援は行う考えでありますので、支援を行います。モニタリングの数値につきましても補助金の中で出しているものでありますので、当然その数値が問題があるかないか、こちらにつきましては必ず確認するというふうには捉えております。ただ、そこでもし数値的に問題があれば、その後の改善等々も出てくると思います。何もなければ2年間モニタリングで済むと思いますけれども、何かがあれば改善が必要となりますので、そういったときには必ず議会のほう等にも説明を行った上でどういうふうに対応していくのか、こういったものにつきましては公表という形になるかどうかというのは、一般的に言う公表とは違うかもしれませんが、何か問題があれば、それにつきましては必ず議会等も通しまして報告はさせていただきたいというふうには捉えております。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 前段挙手して申し上げた件についてお話をさせていただきます。

今、新産廃処理場も検査段階に入ってまだ終了していないということなので、当初その問題の件になったとき、今いらっしゃる議員の皆様は何かはその議論に参加していな

いという時代の話でしたので、少しその辺からお話をさせていただくのが一番お分かりになっていただけるかなと思ひまして発言を許していただきました。

そもそも旧産業廃棄物最終処分場の件については、振興局のほうから報告されている量よりはるかに多い、原稿用意していませんので、少しアバウトな言い方になりますし、数字等は極力使わないようにしますので、その辺もご理解してください。という指摘がありまして、それについては改善しなければいけないということでありました。旧産業廃棄物最終処分場の管理状況においては長い歴史がありまして、当初町がその責任者ということでありました。その後、いわゆる今で言う組合、実質的には当時の建設協会長、土建協会会長ですか、が歴代受けているということで、3代にわたってそれを責任者として管理していたと思います。

そこで、最後にその取材を受けたときに私は議員でしたから、そっちの町側の説明を聞く限りの説明になりますけれども、その時点でいつ、どの原因でこういう超過状態になったかについては分からないと。1つの原因ではなくて、むしろ複数のいろんなことが想定されるという前提であったと思います。その上で羽幌町としては振興局のほうからは是正を求められていますし、法的な違反ということになるので、これについては責任持ってやらざるを得ないということでありました。ただ、その際にもあったのですけれども、ここの産廃処分場の処理場はもともと羽幌町でしたけれども、その間に替わってきている中で、その時点では民間の企業の経営者がその名前になっていると。充て職ですけれども、建設協会長という充て職で交代してやっていたということなので、それに対してその時点から議会の理解も得て町が一定以上のほぼ全てだと言っていいと思いますけれども、その処分場から今ある新産廃処分場を造ることにして移管等もして、やっと一昨年でしたか、昨年でしたか、工事終わったの、に終わる状況。ただ、向こうのほうもいろいろ我々としたらこういうことがあるのだと、今回と同じようにいろんな水質検査等をもっとやらなければいけないみたいなことでまだ今続いております。旧産廃処理場についてもそれで基本的には、もういわゆる産廃をそっちに移管したので、それで一定の終了のところなのかなというふうに、これは私個人ですけれども、思っていましたけれども、同じように法律にのっとった水質検査だとか、そういうものが必要だということが段階的にいろんな形で出てきて、正直言って今回のことについても後で聞いたということでもあります。

ただ、2年前ですか、中間的に新たな第1報出たときもやって、そのときは一部負担してもらえないかというふうな交渉も実はして、百数十万ですか、組合のほうから出させていただく、これは最後だという約束も我々ともお互いに、議会にも説明しましたけれども、これ以降かかるものに対しては町側の負担でやっていくということもその時点で、ちょっと文書を取り交わしたかどうか私記憶にありませんけれども、そういうことで現在進んでおりますので、今回のこれについても費用については我々のほうから組合のほうに渡して、組合のほうで工事を行ってやっていただけると。いわゆる公的な議事録に残りますから、なかなか言いづらい部分もあるのですけれども、そのことのほうがまたコスト的にもある

程度抑えた形にできるかもしれないなということは私個人の腹積もりとしてはありますけれども、適正な工事をきちっとやっていただくという責任は結果として我々のほうにもかかってきますので、そこについては先ほど町民課長のほうが説明したように当然報告も受けますし、必要なことであれば公表等にも手を尽くしたいなというふうに現状思っているということでもあります。

以上です。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） これまでの経緯やら、今回の案件明らかになったことについての経緯は一応理解はしましたけれども、これは絶対公表しろということでもないのですが、これ何年前になるのかな、3年ぐらい前の町の産廃部分を移し替えるという工事に対する維持管理に関する計画書というのが作られていて、この中、町のホームページでも一部このときの令和5年度あたりの検査データも全て公表されているのです。この計画書の文書の中にも法令で定める施設の点検及び水質検査の結果については記録を作成し、羽幌町役場に閲覧場所を設け、施設が開場している日の時間、10時から16時まで閲覧を可能とすると。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律かな、の改正に伴ってインターネットによる維持管理状況も公表するというふうに計画に基づいてこのときは公表されていたのですが、今回これからのこの案件についても同じようなそういう対応をすべきではないかなと思うのですけれども、その辺の考えを改めて伺いたいと思います。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的には施設につきましては町の管理ではございませんので、町として公表という部分についてはちょっとそぐわないという部分もありますので、ここの部分につきましては今回のこの議決された後の話になると思いますけれども、これにつきましてはまた運営委員会のほうと協議を進めながら適切な対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 付け加えてということではないのですけれども、そういうご心配の声が議会からあったということでもありますので、当然きちとした、振興局のほうで法にのっとった形のもので終わらない限りこの事業は続いていきますし、そういうふうにしななければいけませんので、少なくとも完了した段階においては課長が今言った運営委員会ですか、そっちと話し合う下に、必要があれば、別に町としてもよその団体のことをいろんな形で載せることは手法を考えればできると思いますので、隠すとか発表しないという意図は全くないということだけは付け加えさせていただきます。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 関連ではないのですけれども、3款の民生費の関係で福祉関連複合施設改修事業ということで、私オブザーバーで意見言えなかったのですけれども、この

部分について実施設計やるということなのですが、今の時点でもう実施設計ですから、入る事業所なり、あるいは施設、どのようなものを福祉施設に入れるのか。もう実施設計ですから、中身はちょっとこの間オブザーバーで聞いたのですけれども、はっきり分からなかったものですから、今現在で分かっていると思うので、中身、どの施設が入るのか教えていただければ。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、棟方富輝君。

○健康支援課長（棟方富輝君） お答えいたします。

現在予定しているのは、健康支援課の一部、地域包括支援センター係ですとか、介護保険係、そのほか社会福祉協議会さんですとか、高齢者事業団さん、保護司さんの事務所的な、ちょっと正式な名前あれなのですけれども、保護司さん関連のものと、あとライオンズクラブさんですか、たしかこの今申し上げた施設が入る予定となっております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 当初老人憩の家とか、そういうのも何かちらっと入っていたような記憶もあるのですけれども、そういう施設は入らないということですか。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、棟方富輝君。

○健康支援課長（棟方富輝君） お答えいたします。

それについては予定しておりません。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） ライオンズクラブさんの事務局も入るということを今言ったのですが、実は少しだけ心配事が、事務局をやっている方からの意見があったので、病院でありますので、病院の例えば2階にライオンズクラブさんが入る予定だと思っておりますけれども、病室のままの形であれば、ちょっとそこで仕事するのが抵抗感があるという意見がありました。僕も若干は気になるなと思ってその話聞いたのですけれども、病室も例えば壁を直すとか、そういう部分の手を加えて見たくて新しい施設で事務ができるのだという、そういう環境になるのかどうか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、棟方富輝君。

○健康支援課長（棟方富輝君） お答えいたします。

事務所として使えるようにこれから実施設計をするということで、その辺も中身に入るかとは思いますが。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(村田定人君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和7年第5回羽幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時39分)